

標準協定文の一部改正について（概要）

1. 改正理由

標準協定文の一部改正は、地方公共団体とＪＳとが締結しております協定の内容を詳細に記述することで、委託内容の明確化、業務の効率化を進めることとなり、その結果、より一層の信頼関係の構築に寄与するために行うものです。

2. 改正する協定及び改正時期

○令和４年度改正 標準協定１から５（建設工事）

※この改正は、令和４年１０月１日から適用する。但し、令和４年９月３０日以前に締結した基本協定に基づく、令和４年１０月１日以降締結の年度実施協定については、令和９年度末まではなお従前の標準協定による。

○令和５年度以降改正予定 標準協定６から９（実施設計、計画設計、工事監督監理、技術援助）

3. 令和４年度 主な改正内容 標準協定１から５（建設工事）

	項目	改正内容	改正理由
1	建設工事の委託	・ＪＳが行う業務の範囲を規定	・委託団体とＪＳとの責任分担の明確化。
2	完成期限	・完成期限までに工事を完成させるための予算の確保について委託団体の努力義務を規定 ・設計図書の変更、入札の不調・不落、工事請負契約の工期の延長等のやむを得ない場合、協議の上、完成期限を変更する旨を規定	・委託団体の責任である予算確保に関して明確化（ただし、ＪＳとしては「義務」に紐づく解除や損害賠償まで求めることは意図しておらず、また、やむを得ない事情により予算を確保することができない場合も想定されるため、「努力義務」とした。）。
3	事業費	・事業費の費用の内訳を規定 ・設計図書の変更、入札の不調・不落、工事請負契約の請負代金の変更等がある場合、協議の上、事業費等を変更する旨を規定	・委託団体からＪＳへ支払われるべき費用の範囲の明確化。
4	工事用地の確保等	・工事用地等の関係者との調整及び損失補償に係る一切の対応を委託団体が実施する旨を規定	・工事用地等の確保に関する委託団体の義務の範囲の明確化。
5	行政上の手続	・行政上の手続（工事の施行に関する議会等に対する説明、発生物件の処分手続等を含む。）は委託団体が実施する旨を規定	・行政上の手続は原則として委託団体の義務であることの明確化。
6	事業費の支払	・ＪＳが請求する支払の根拠となる事実の種類を規定 ・ＪＳの請求から３０日以内に支払う	・ＪＳと委託団体間での事業費の支払の根拠や時期の明確化。

		<p>ことを規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事が翌年度以降に繰越しとなった場合でも、管理諸費は当該年度内に支払う旨を規定 	
7	工事目的物の引渡し等	<ul style="list-style-type: none"> ・工事目的物の一部引渡しの内容、完成認定の実施方法及び同日付での引渡しを規定 ・引渡しはJ Sの受託業務引渡要領に従い行う旨を規定 ・委託団体の引渡受領義務を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・J Sが委託団体に対して行う施設等の引渡しの対象、時期及び方法についての明確化。
8	事業費の精算	<ul style="list-style-type: none"> ・精算はJ Sの受託業務精算事務処理要領に従い行う旨を規定 ・精算の結果、委託団体に無利息で差額を還付する旨を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・J Sが行う精算の内容及び方法の明確化。
9	損害の分担	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的損害、第三者に及ぼした損害、不可効力による損害ごとに公共工事契約約款を参考に規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・J S及び委託団体の各種損害について、責任の範囲の明確化。
10	解除権及び解除に伴う措置	<ul style="list-style-type: none"> ・委託者、受託者ごとに公共工事契約約款を参考に規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・J S及び委託団体による、解除の方法及び効果の明確化。
11	損害賠償請求	<ul style="list-style-type: none"> ・委託者、受託者ごとに公共工事契約約款を参考に規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・J S及び委託団体による、損害賠償請求の要件及び方法の明確化。
12	秘密保持	<ul style="list-style-type: none"> ・協定の履行に関して知り得た情報について秘密保持義務を規定 ・委託団体に貸与する情報の取扱方法を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・J S及び委託団体による、双方が事前の承諾なく秘密情報が第三者に開示されるリスクの回避に関する明確化。
13	端数計算	<ul style="list-style-type: none"> ・端数計算の方法を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・J S及び委託団体による統一的な処理方法の明確化。